

当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年6月30日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0630第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和7年7月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査				
1	クラミジア・トラコマチス核酸検出	188	微生物 (150)	*1

[注] 下線部が追加されました。

*1：(1) ア (略)

イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

【弊社での実施状況】 [05190] クラミジア・トラコマチス核酸同定《TaqManPCR法》



算定方法の一部改正項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査				
2	淋菌核酸検出	198	微生物 (150)	*2

[注] 下線部が追加されました。

*2：(2) ア (略)

- イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

【弊社での実施状況】 [04004] 淋菌核酸同定《TaqManPCR法》

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査				
5	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262	微生物 (150)	*3

[注] 下線部が追加されました。

*3：(5) ア (略)

- イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

【弊社での実施状況】 [00185] 淋菌/クラミジア同時検出《TaqManPCR法》